矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金交付要綱に関するＱ&Ａ

Ｑ１　プレハブの仮設住居やトレーラーハウスは補助金の対象となりますか。

Ａ　　プレハブの仮設住居やユニットハウス、トレーラーハウスについては、原則住居

とみなされていないことから補助金の対象とはなりません。

　　　ただし、プレハブ工法（プレファブリケーション）により建築された一般的な住

　　宅や、建築基準法上の建築物として確認申請を行い、かつ固定資産税の対象となっ

ているトレーラーハウスは補助金の対象となります。

Ｑ２　以前（３年以上前）に購入しておいた用地に住宅を新築した場合は、基本補助の

区分はどうなりますか。

Ａ　　住宅以外に新しく取得したものはないことから、条件②になります。

Ｑ３　補助金の交付を受けることを目的とした転居とは、どのような場合ですか。

Ａ　　家の建て替えをするため一時的に市内外のアパート等に転居し、建て替え後、以

　　前と同じ場所に戻る場合や、世帯の人数要件を満たすために一時的に親族等の住所

　　を移し、すぐにまた戻す場合等が該当します。

Ｑ４　店舗等の併用住宅は、補助金の対象となりますか。

Ａ　　当該建物が個人名義であり、名義人及び世帯員が実際に居住し、住居となる部分

が要綱に定められている住宅の要件をすべて満たしていれば補助金の対象となりま

す。

Ｑ５　アパート等を一棟丸ごと新築または購入して、その一室に住む場合には、補助金

の交付対象となりますか。

Ａ　　当該建物が個人名義であり、名義人及び世帯員が同じ部屋に実際に居住するので

あれば補助金の対象となります。

Ｑ６　前の所有者が、新築として補助金の交付を受けていた住宅を、別の者が中古で取

得する場合、新しい所有者は補助金の交付対象になりますか。

Ａ　　前の所有者と新しい所有者との間に縁戚関係等特別な関係がなければ、新しい所

有者も補助金の交付対象となります。ただし、前の所有者は補助金交付を受けてか

ら５年未満に売却、譲渡等することは原則認められず、補助金の返還が必要となる

場合があります。

Ｑ７　親子が別世帯であって、子供が親から住宅を購入した場合は、補助金の交付対象

となりますか。

Ａ　　補助金の交付を受けることのみを目的とした不自然な売買契約とみなされるうえ

実質的な相続と考えられることから補助金の交付対象とはなりません。

Ｑ８　前と同じ敷地と見なされる土地とは、どのような土地ですか。

Ａ　　公図、地番に係わらず、現況で宅地として利用している一連の土地、あるいは建

て替え後に宅地として一連の土地として利用する場合です。

Ｑ９　同じ敷地とみなされる土地の中に、子供のためあるいは親のために別棟を建てた

場合は、補助金の交付対象となりますか。

Ａ　　それまで親子が同居していた場合は、転入、転居を伴わない増築とみなされるこ

とから、補助金の交付対象とはなりません。

　　　別々に暮らしていた子が、親の住居と同じ敷地に住宅を新築し、転入または転居

してくる場合は、補助金の交付対象となります。

親が子のもとに転入又は転居する場合は、親の年齢が４５歳以下であれば補助金

の交付対象となります。

Ｑ10　別々に暮らしていた親子が、親が住んでいる住宅を建て替え、同居するようにな

った場合は補助金の対象になりますか。

Ａ　　新築した住宅が転入してくる子の名義であれば補助金の交付対象となります。も

ともと住んでいた親の名義であれば、住所移動を伴わない為、対象とはなりません。

また建て替えの際、住宅だけでなく土地も親から子へ名義変更した場合であって

も、新たな用地の購入はないため基本補助の区分は②となります。

Ｑ11　世帯員とはどのような人ですか。

Ａ　　補助金の申請時点で、申請者と同居し、生計を同じくしており、住民登録上も申請者の世帯員になっている方です。

Ｑ12　子ども加算の対象となる「申請者と同居している子ども」とはどのような者です

か。

Ａ　　住宅の引渡しを受けた時点で、申請者の住民票に世帯員として記載されおり、かつ実際にその住居に住み生活を共にしている、18歳以下かつ未婚の方が、対象となります。続柄は不問です。

Ｑ13　別荘等とはどのようなものですか。

Ａ　　住民票を移さずに住む住居、及び住民票を移しても常時の居住となっていない住

居です。

　一般的にはセカンドハウスやリゾートマンションが該当します。

Ｑ14　市区町村税等とは、どのような税金が該当しますか。

Ａ　　市民税の他に固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料などが該当します。

Ｑ15　補助金交付請求書に添付する通帳の写しは、どのページですか。

Ａ　　金融機関名、支店名、口座名義人（いずれもカタカナ）及び口座番号が印刷され

たページになります。通常は開いて１ページ目になります。

Ｑ16　補助金の返還要件となる「不正な手段」とは、どのようなものをいうのですか。

Ａ　　不正な手段としては、次のような場合が考えられます。

　　　①　住居の引き渡し日を偽って補助金の交付を受けた場合

　　　②　架空の契約により補助金の交付を受けた場合

　　　③　居住実態が無い、もしくは世帯員数要件を満たすためだけの一時的な居住に

より補助金の交付を受けた場合

　　　④　申請書類に虚偽の記載をして補助金の交付を受けた場合

Ｑ17　補助金返還の免除要件となる「止むを得ない特別な事由」とは、どのようなもの

ですか。

Ａ　　「止むを得ない特別な事由」としては、次のような場合の転出又は住宅の売却が

　　考えられます。

　　　①　生計維持者の死亡、長期入院等により生活の維持が困難となった場合

②　転勤により居住することが困難となった場合

　　　③　近親者が重篤な要介護状態等となり、申請者世帯の他に介護可能な方がいな

い場合

Ｑ18　交付を受けた補助金に、税金は掛かりますか。

Ａ　　この補助金は、所得税法上の「一時所得」として扱います。補助金交付を受けた

年の一時所得の合計が50万円を超える場合、その超えた分の１／２が課税所得の対

象となります。詳しくは税務署または市税務課にご確認の上、申告してください。

Ｑ19　東日本大震災により自宅に住めなくなり、矢板市に住居を購入する場合、特別措

置等はありますか。

Ａ　　市外に居住し、被災された方は、平成23年４月１日から９月30日に住宅の引き渡

しを受けた場合も対象となります。申請期間及びその他の条件等は全て通常と同じ

となります。

　　　市内に居住し、被災され「矢板市被災者生活再建支援金」の交付を受けた方は補

助金の交付対象とはなりません。

Ｑ20　転入者についても、矢板市が発行した完納証明書を添付するということになっていますが、納付する税目がない等の理由で発行されない場合は非課税証明書で

　　替えることはできますか。

Ａ　　非課税証明書で替えることができます。

Ｑ21　太陽光発電設備加算について、どういう場合が加算の対象となりますか。また、必要な書類は何ですか。

Ａ　　要綱に規定する太陽光発電設備を、新築住宅の取得に伴い設置し、かつ設備の所有者となる場合です。

必要な書類としては、電力需給契約をしたことが確認できる書類（接続契約のご案内など）が必要です。申請者が、電力需給契約者であること、太陽光発電設備の所有者であることなどが確認できない場合は、対象外となります。（設備をリースにより設置する場合は、設備の所有者とは認められないため、対象となりません。）

また、設備の構成や発電出力が分かる書類や図面も併せて必要となります。

作成日：平成23年 6月 1日

改　正：平成24年 9月 1日

改　正：平成26年 7月24日

改　正：平成27年 4月 1日

改　正：令和 2年 4月 1日

改　正：令和 4年 4月 1日